

資料2

利用者が利用できる主な施設

(円)

階	室名	面積 (㎡)	人数 (人)	利用料金						備考
				午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	全日 9:00～ 21:00	1月	1日	
1	第1会議室	55	36	750	1,000	750	2,500	—	—	
	多目的ホール	152	100	2,070	2,760	2,070	6,900	—	—	
2	コワーキング スペース	100	20	—	—	—	—	6,800	800	
3	第2会議室	11	6	150	200	150	500	—	—	
	第3会議室	16	8	180	240	180	600	—	—	
	第4会議室	58	38	780	1,040	780	2,600	—	—	
4	大会議室(全 面)	114	72	1,560	2,080	1,560	5,200	—	—	
	大会議室(半 面)	57	36	780	1,040	780	2,600	—	—	

※ 第1～4会議室及び多目的ホール、大会議室に係る利用料金について

- 1 利用時間がこの表の区分による時間を経過する場合の超過時間に対する利用料金の限度額は、全日の金額を時間割により算定した額とします。この場合において、その超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定してください。
- 2 入場料金を徴収する場合の利用料金の限度額は、この表の利用料金の限度額に2割の割増率を乗じて得た額を当該利用料金の限度額に加算した額とします。
- 3 利用料金の限度額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

注 利用料金の額は、上記に定める額の範囲内で、知事の承認を受けて指定管理者が定めます。